

項目	各種事務事業の取扱い - 議会
<p>議会は、さいたま市の制度に統一する。</p>	

主な項目とその取扱い

市議会報	さいたま市の制度に統一する。
市議会テレビ広報	さいたま市の制度を適用する。

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い－議会）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 市議会報 名称：市議会だより さいたま 発行：年 4 回（改選期年は、年 5 回） 発行部数：368,000 部×4 回（5 回） 配布先：全世帯、交換市、公共施設等 配布方法：配布業者による宅配</p> <p>2 市議会テレビ広報 目的：定例市議会及び常任委員会の様子や 審議結果等をテレビ放映し、広く市 民へお知らせする。 名称：ようこそ さいたま市議会へ 放映：年 2 回 放映時間：各 30 分 放送局：テレビ埼玉</p>	<p>1 市議会報 名称：いわつき市議会だより 発行：年 4 回（改選期年は、年 5 回） 発行部数：38,300 部×4 回（5 回） 配布先：全世帯、公共施設等 配布方法：市広報紙（自治会に委託）に折 込み</p> <p>2 市議会テレビ広報 実施していない。</p>